

甲府市地方卸売市場

決済の方法

【甲府市地方卸売市場業務条例抜粋】

(仕切り及び送金)

第 51 条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額に係る消費税額等に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第 56 条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税額等に相当する金額)、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額等を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を、委託者に対し、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに送付しなければならない。

2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約をしたときは、その特約に関する書面を備え付け、市長の求めに応じこれを提出しなければならない。

(委託手数料の率)

第 52 条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料(卸売をした物品の卸売価格に数量を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額とする。)の率を定めようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命ずることができる。

3 委託手数料の率の対象その他必要な事項は、規則で定める。

4 卸売業者は、第 1 項の委託手数料の率を市場内の卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等の方法により、委託者に周知しなければならない。

(売買仕切金の前渡し等)

第 53 条 卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金の前渡し、売買仕切金の支払を担保する保証金の差入れ又は出荷を誘引するための資金の貸付け(第 3 項において「売買仕切金の前渡し等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る売買仕切金の前渡し等が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(出荷奨励金の交付)

第 54 条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対し出荷奨励金を交付することができる。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(買受代金の即時支払義務)

第 55 条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時(卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで)に、買い受けた物品の代金(買い受けた額に消費税額等に相当する額を加えた金額とする。次項において同じ。)を支払わなければならない。

2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、速やかに、買い受けた物品の代金を支払うよう努めなければならない。

3 卸売業者は、第 1 項に規定する支払猶予の特約をしたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

4 市長は、前項の規定による届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該届出に係る特約の内容の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 当該特約が、他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。

(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

(卸売代金の変更の禁止)

第 56 条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金を変更してはならない。ただし、規則で定めるところにより、指定管理者の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第 57 条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を交付することができる。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(決済の方法)

第 57 条の 2 市場における売買取引の決済は、第 51 条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

【甲府市地方卸売市場業務条例施行規則抜粋】

(売買仕切書)

第 62 条 条例第 51 条第 1 項の売買仕切書は、売買仕切書(第 42 号様式)とし、卸売業者は、同項の規定による送付をしたときは、直ちに、当該売買仕切書の内容を記録した電磁的記録を指定管理者に提出しなければならない。

(委託手数料の率の届出等)

第 63 条 条例第 52 条第 1 項の規定による届出は、委託手数料率届出書(第 43 号様式)により行うものとする。

2 前項の届出は、次項に規定する委託手数料の率の適用を開始する日の属する年の 1 月 5 日から同月 20 日までに行わなければならない。

3 委託手数料の率の適用を開始する日は、毎年 4 月 1 日とする。

(委託手数料の率の対象等)

第 64 条 条例第 52 条第 3 項の委託手数料の率の対象は、次に掲げる取扱品目とし、委託手数料の率の設定は、当該取扱品目ごとに行う。

- (1) 野菜及びその加工品(つけ物を除く。)
- (2) 果実及びその加工品
- (3) つけ物
- (4) 生鮮水産物及びその加工品
- (5) 鳥卵
- (6) その他の食料品

(売買仕切金の前渡し等承認の申請等)

第 65 条 条例第 53 条第 2 項の承認申請書は売買仕切金の前渡し等承認申請書(第 44 号様式)とし、条例第 54 条第 2 項の承認申請書は出荷奨励金交付承認申請書(第 45 号様式)とし、条例第 57 条第 2 項の承認申請書は完納奨励金交付承認申請書(第 46 号様式)とする。

2 前項の承認申請書は、売買仕切金の前渡し等、出荷奨励金の交付又は完納奨励金の交付をしようとする日の 3 日前までに市長に提出しなければならない。

3 卸売業者は、売買仕切金の前渡し等を行ったときは売買仕切金の前渡し等報告書(第 47 号様式)により、出荷奨励金の交付を行ったときは出荷奨励金交付報告書(第 48 号様式)により、完納奨励金の交付を行ったときは、完納奨励金交付報告書(第 49 号様式)により、それぞれ毎月の支出状況を翌月 20 日までに市長に報告しなければならない。

(支払猶予特約の届出)

第 66 条 条例第 55 条第 3 項の規定による届出は、支払猶予特約(変更)届出書(第 50 号様式)に支払猶予の特約書の案を添付して行わなければならない。特約の内容に変更を生じたときも、同様とする。

(卸売代金の変更)

第 67 条 条例第 56 条ただし書の正当な理由とは、次のとおりとする。

- (1) 卸売をした物品に市場取引の経験から予見できない欠点があつて、見本と現品の内容が著しく相違していること。
- (2) 委託者の故意又は過失により卸売をした物品に粗悪品が混入し、選別が不十分であること。
- (3) 表示された量目と内容量が著しく相違していること。
- (4) せり人若しくは販売担当者の故意又は過失により見本と現品の内容が著しく相違していること。

2 条例第 56 条ただし書の規定による確認を受けようとする卸売業者は、販売物品異状確認申請書(第 51 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 3 指定管理者は、前項の規定による提出があったときは、直ちに、第1項の正当な理由の有無について確認し、その結果を販売物品異状確認証明書(第52号様式)により証明するものとする。